

## 認可外保育施設などを利用する子ども

### ■対象者

無償化の対象となるためには、在住の市町村から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

- ※ 保育園、認定こども園などを利用できていない方が対象となります。
- ※ 「保育の必要性の認定」を受けるためには、就労などの要件（認可保育所の利用と同等の要件）があります。町内保育園入所要件と一部異なります。詳しくは子育て支援課にお問い合わせください。

### ■対象施設・事業

届出のある認可外保育施設（※2）に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を対象とします。

- ※2 認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育などを指します。

### ■対象範囲

3歳から5歳までの子どもたちは月額3万7,000円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちは月額4万2,000円まで利用料（保育料）が無償化されます。

## 就学前の障害児の発達支援を利用する子どもも、3歳から5歳までの利用料が無償化されます

■問い合わせ先 子育て支援課幼児保育係 ☎(48) 1111 (内1123・1130)

## 児童扶養手当・愛知県遺児手当・阿久比町遺児手当の現況届を提出してください

8月は現況届提出月です。提出を必要とする方には、届出用紙を送付します。現況届が提出されない場合は、手当の支給が停止されますので、期日までに提出してください。

■提出期間 8月1日(木)～8月30日(金)(土、日、祝日を除く)

■提出・問い合わせ先 子育て支援課子育て支援係 ☎(48) 1111 (内1130)



児童館で「カプラ」を使って遊びます。「カプラ」とは、1種類の板を積み重ねるだけで、建物や乗り物、動物まで作れるフランス生まれの木製ブロックです。

■日時 9月8日(日)午前10時～午前11時ごろ

■場所 卯ノ山児童館 遊戯室

■対象 3歳～小学3年生の子どもとお父さん

■定員 先着20組

■持ち物 お茶、タオル

■申込期限 8月18日(日)

■申し込み方法 児童館へ連絡してください。

申し込み用紙は児童館にあります。

■申し込み・問い合わせ先 卯ノ山児童館 ☎(48) 4430



▲ 「カプラ」で遊ぶ親子